

## ○照会（ロケット演習弾について）

〔昭和三十七年十一月五日  
航空機武器課長あて 広島通商産業局機械金属課長〕

中国化薬(株)広島工場において、防衛庁発注の三・五吋ロケット演習弾の充てんを行なうことになりました。

このロケット演習弾は、弾体に爆薬は充てんされませんが、法律上は第四種砲弾に含まれると解釈し、製造事業許可申請をさせるべく指示しておりますが、昨日会社の常務が無機化学課竹内技官に照会したところ、ロケット演習弾は法に示す砲弾には該当しないので、許可申請は行なわなくてよい旨指示があつたとの連絡が会社からありました。この御指示に従つてよろしいかお伺いします。

## 中国化薬(株)の三・五吋ロケット演習弾 に関する問合せについての回答

〔昭和三十七年十一月六日  
広島通商産業局機械金属課長あて 重工業局航空機武器課長〕

問合せの件は、大阪金属工業(株)の下請に関するものであり、擬製弾につき武器等製造法の対象にならない。但し、火薬類取締法の許可に関しては萬遺憾なきを期せられたい。